

モロッコの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

モロッコ王国（以下「モロッコ」という）は、人口約 3,800 万人の立憲君主制国家である。アフリカ大陸の北西部に位置しており、西は大西洋、北は地中海に面しており、ジブラルタル海峡の北方にはスペインがある。東はアルジェリアに接しており、南にはモーリタニアがある。モロッコの南西にある「西サハラ」については、モロッコと「サハラ・アラブ民主共和国」が領有権を主張しており、モロッコの実効支配が完全には及んでいない。モロッコの国土の面積は、西サハラを除いて、約 45 万平方キロメートルであり、日本の国土の約 1.2 倍に相当する（なお、西サハラの面積は、約 27 万平方キロメートルである）。首都はラバトであるが、最大の人口と経済規模を有する都市はカサブランカである。公用語はアラビア語とタマジクト語（ベルベル語）である。フランス語も第 2 言語として教育されており、政府、ビジネス、マスコミ等において広く使用されている。イスラム教が国教とされており、実際、イスラム教スンニ派の国民が 99%を占めている。通貨はモロッコ・ディルハム (MAD) である²。

現在のモロッコの地域では、8 世紀以降、いくつものイスラム王朝による支配が繰り返されてきたが、1912 年に国土の大部分をフランスが、一部をスペインが支配し、保護領とした。1956 年にフランス領が独立し、スペイン領を併合した。1957 年に国名を「モロッコ王国」とした。

なお、西サハラについては、1884 年にスペインが植民地としていたが、1975 年にスペインが領有権を放棄して撤退した。モロッコは、非武装で西サハラの領有を主張するために「緑の行進」を行い、1976 年、モーリタニアとともに西サハラを分割併合したが、西サハラの独立を目指す勢力が「サハラ・アラブ民主共和国」の独立を宣言した。「サハラ・アラブ民主共和国」とモロッコとの間で、国連の仲介による交渉が何度か行われたが、解決には至っていない。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるモロッコの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2025 年版』（二宮書店、2025 年）316～317 頁、②外務省ウェブページ「モロッコ基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/morocco/index.html>）等を参照した。

2011 年には、チュニジア、エジプト等の民衆蜂起（「アラブの春」）の影響を受け、モロッコでも民主化要求デモが活発化したため、国王の権限を縮小し、首相の権限を拡大すること等を内容とする憲法改正が行われた。

モロッコは、アフリカ連合、アラブ・マグレブ連合、アラブ連盟、イスラム協力機構等に加盟しているほか、欧州（とくにフランス及びスペイン）や米国との関係を重視する外交政策を採っている。

モロッコの貿易相手国は、輸出・輸入とも、スペイン及びフランスが多い。モロッコの主な産業は、農・漁業（オリーブ、柑橘類、野菜）、鉱業（リン鉱石）、工業（衣料、被革、食品加工、石油精製等）、観光業等であり、海外への出稼ぎ労働者からの送金も重要な外貨獲得源となっている。日本への輸出品としては、タコ及びマグロが多い。モロッコは、1987 年に GATT の加盟国となり、1995 年には WTO に加盟した。

モロッコの法制度は、宗主国であったフランスの影響を受け、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。また、2008 年にモロッコは、EU から包括的パートナーシップである「前進的地位」が与えられており、欧州との市場統合等を推進するため、最近では EU の法制度の影響を受けることが多くなっている。

II 憲法

1 総説

モロッコでは、1956 年の独立以降、1962 年憲法、1970 年憲法、1972 年憲法、1992 年憲法、1996 年憲法、2011 年憲法というように、6 つの憲法が施行されてきた。現行憲法は、2011 年憲法である。2011 年憲法は、従来と同様、立憲君主制に立脚するが、前述したとおり、1996 年憲法と比べると、国王の権限が縮小され、首相の権限が拡大される等している。

モロッコの 2011 年憲法の条文数は、全 180 条である。その主な体系は、表 1 のとおりである³。

表 1：モロッコの 2011 年憲法の主な体系

前文		
第 1 章 総則		第 1 条～第 18 条
第 2 章 基本的自由及び権利		第 19 条～第 40 条
第 3 章 王権について		第 41 条～第 59 条
第 4 章 立法権について	議会の組織について	第 60 条～第 69 条

³ モロッコの 2011 年憲法の英訳は、下記リンク先に掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Morocco_2011

	議会の権限について	第 70 条～第 77 条
	立法権の行使について	第 78 条～第 86 条
第 5 章 行政権について		第 87 条～第 94 条
第 6 章 権力間の関係について	王及び立法権の関係について	第 95 条～第 99 条
	立法権及び行政権の関係について	第 100 条～第 106 条
第 7 章 司法権について	司法の独立について	第 107 条～第 112 条
	司法権上級評議会について	第 113 条～第 116 条
	裁判を受けるべき者の権利および裁判の機能に関する規則について	第 117 条～第 128 条
第 8 章 憲法裁判所について		第 129 条～第 134 条
第 9 章 地方及び他の地域集団について		第 135 条～第 146 条
第 10 章 会計院		第 147 条～第 150 条
第 11 章 経済・社会・環境評議会		第 151 条～第 153 条
第 12 章 良い統治 (Good Governance)	総則	第 154 条～第 160 条
	人間的で持続的な発展のための良い統治及び参加型民主主義の権利及び自由を保護する機関及び場合	第 161 条～第 171 条
第 13 章 憲法改正		第 172 条～第 175 条
第 14 章 経過規定及び最終規定		第 176 条～第 180 条

2 統治機構

(1) 国王

国王は、モロッコの国家元首であり、最高の代表者であり、国家統一の象徴であり、国防軍の最高司令官である。国王の地位は、原則として、直系男子の世襲制により継承される。

モロッコは立憲君主制国家であり、国王には、さまざまな多くの権限が認められている。但し、2011 年憲法は、1996 年憲法に比べ、国王の権限が一部縮小されている。

国王は、モロッコのイスラム教指導の最高組織であるウラマー上級評議会を主宰する。ウラマー上級評議会は、モロッコにおいて、さまざまな問題に対し「Fatwas」という宗教的見解を出すことができる唯一の機関である。また、国王は、「Dahir」という勅令を出すことによって、憲法上の権限を行使する。

国王は、下院で第一党となった政党の下院議員の中から、首相を任命する。また、国王は、

首相の提案に基づき、政府の閣僚を任命する。首相が退任した場合、国王は、政府全体を終了させる。国王は、首相及び閣僚で構成される内閣を主宰するが、特定の議題について、議長を首相に委任することができる。内閣は、①国家政策の戦略的方針、②憲法改正案、③組織法案、④財政法案の一般方針、⑤憲法 71 条 2 項に定める法律案、⑥恩赦法案、⑦軍事関連法案、⑧戒厳宣告、⑨宣戦布告等を審議する権限を有する。

国王は、法律案が議会から政府に送られた後、30 日以内に法律を公布する。

国王は、憲法裁判所長官と協議し、首相及び両院議長に通知した上で、勅令によって、議会の両院又は一院を解散することができる。

国王は、安全保障上級評議會を主宰するが、特定の議題について、議長を首相に委任することができる。

国王は、国際条約に署名し批准することができる。但し、平和条約、国境画定条約、通商条約、国家財政に関係する条約等については、事前に法律によって承認された場合に限られる。

国王は、司法権上級評議會を主宰する。国王は、司法権上級評議會による判事の任命を、勅令によって承認する。

(2) 立法府

モロッコの立法府である議会は、下院と上院により構成される（二院制）。

下院議員は直接普通選挙によって選出される。任期は 5 年である。

上院は、90 名乃至 120 名の議員で構成される。上院議員は間接普通選挙によって選出される（5 分の 3 は地方・地域集団の代表、5 分の 2 は専門職団体・給与所得者の代表）。任期は 6 年である。

いずれかの院の議員が、選挙で候補者として擁立された政治団体又は所属する政党を離脱した場合、その議員はその職を解かれる。憲法裁判所は、当該議席の空席を宣言する。

議会の議員は、その職務の遂行において表明した意見又は投票について、原則として、起訴、捜査、逮捕、拘禁、又は裁判を受けることはない。但し、その意見が国家の君主制又はイスラム教を否定するものである場合、又は国王に対する適切な敬意を欠くものである場合は、この限りでない。

議会は年に 2 回開かれる。第 1 会期は 10 月の第 2 金曜日に開会し、国王が議長を務める。第 2 会期は 4 月の第 2 金曜日に開会する。

議会の法律制定権は、原則として、下院及び上院の双方で出席議員の過半数による議決により法案を可決することによって行使される。法律事項としては、①憲法に定められた基本的自由及び権利、②家族及び市民財産、③医療制度、④放送メディア及び報道機関、⑤恩赦、⑥国籍と外国人の地位、⑦違法行為及び罰則、⑧司法組織及び管轄区域、⑨民事訴訟及び刑事訴訟、⑩刑罰制度、⑪公権力の一般法、⑫公務員に与えられる基本的保障、⑬秩序維持の

ための役務及び軍隊、⑭地域集団の体制、⑮地域集団の選挙制度等がある。

下院は、問責決議案によって政府の責任を追及することができる。この問責決議案は、下院議員の 5 分の 1 以上が署名した場合にのみ認められる。問責決議は、下院議員の絶対多数による投票によって承認される。採決は、動議が提出されてから 3 営業日以内に行わなければならない。問責決議が可決された場合、政府は総辞職しなければならない。

（３）行政府

政府は、行政権を行使する。具体的には、首相の権限の下で、政府計画を実施し、法律の執行を保証し、行政を処理し、公企業・公団を監督する。

政府は、首相及び閣僚（場合によって、国務長官も含まれる）で構成される。

国王による政府の構成員の任命後、首相は、両院合同会議において、実施する予定の政策案を提示する。この政策案は、政府が国家活動の各分野、特に経済、社会、環境、文化、外交政策に関する分野において推進する方針を明確に定めるものである。この政策案は、両院それぞれにおいて審議の対象となり、その後、下院において投票が行われる。政府は、下院の構成員の絶対多数による投票による信任を得なければならない。信任が拒否された場合、政府は総辞職しなければならない。

首相は、国王、下院議長及び憲法裁判所長官と協議した後、内閣の決定により、下院を解散することができる。首相は、解散の理由と目的に関する宣言を下院に提出する。

（４）司法府

司法権は、立法権及び行政権から独立している。即ち、司法府に付託された事項への介入は禁じられており、司法の決定は、法の公平な適用のみを唯一の基盤として下される。判事は、政党及び労働組合に所属してはならない。判事は、その司法職務において、差止命令や指示を受けたり、いかなる圧力にも服したりしてはならない。判事は、その独立が脅かされると考える場合、司法権上級評議会に付託することができる。裁判を主宰している判事を、解任することはできない。法は、不正な方法で判事に影響を与えようとする者に対し、制裁を科する。司法権上級評議会は、判事の独立性、任命、昇進、退職及び懲戒に関する保障の適用を監督する。

憲法裁判所は、9 年の任期で任命される 12 人の裁判官で構成される。6 名は国王によって指名され、うち 1 名はウレマ上級評議会事務総長によって推薦される。残り 6 名については、無記名投票により、下院議員及び上院議員の 3 分の 2 以上の賛成で各院において 3 名ずつ選出される。憲法裁判所長官は、憲法裁判所を構成する裁判官の中から国王が任命する。憲法裁判所の裁判官は、法学領域における高度な知識と、法学的又は行政的な司法能力を有し、15 年以上その職務を遂行し、公平性と高潔性が認められる卓越した者の中から選ばれる。

組織法は公布前に、また、両院の規則は施行前に、憲法裁判所へ提出され、憲法への適合性について判断を受ける必要がある。訴訟当事者の一方が、訴訟の争点となっている法律が憲法で保障された権利・自由を侵害していると主張する場合、憲法裁判所は、訴訟の過程で提起された違憲の訴えを認める権限を有する。

3 人権

人権に関しては、憲法の「第1章 総則」及び「第2章 基本的自由及び権利」において、詳細に規定されている。憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①イスラム教が国教とされているが、全ての信仰の自由な行使は保障される（3条）。
- ②政党の自由は保障されている（7条2項）が、一党独裁制は、認められない（7条3項）。また、イスラム教、君主制、憲法の原則、民主主義の基盤、国家・領土の統一に反する政党は、認められない（7条4項）。
- ③野党の政治活動の自由に関し、詳細な規定がある（10条）。
- ④人種差別、憎悪、暴力への扇動、ジェノサイド、人類に対する犯罪、戦争犯罪等は禁止される旨の明文規定がある（23条6項・7項）。
- ⑤情報アクセス権が明文で保障されている。また、情報に対する権利は、国防、国の内外の安全及び人のプライバシーの保護を確保し、この憲法に宣言された基本的自由および権利に対する侵害を防止し、法律が具体的に定める情報源及び領域を保護することを目的として、法律によってのみ制限される（27条）。
- ⑥子ども、青少年、女性、高齢者、障害者の保護に関する明文規定がある（32条～34条）。
- ⑦利益相反やインサイダー取引等の金融秩序違反行為、公権力の不正行為、市場支配的地位の濫用等の競争秩序違反行為等の禁止に関する明文規定がある（36条）。
- ⑧国民は、国家及び国土の防衛義務を負うことが明文で規定されている（38条）。

Ⅲ 民法

モロッコの不動産（土地・建物）は、数多くの法律や政令によって規制されている。例えば、①契約法の一般規則を規定する「債務及び契約法典」を制定した1913年8月12日付け勅令、②「不動産法典」を制定した2011年11月22日付け勅令、③土地の権利に関する1913年8月12日付け勅令を修正・補足する2011年11月22日付け勅令等である。モロッコの土地所有権に関する法的枠組みは、かなり複雑である。これは、社会的、民族的、宗教的多様性のため、土地を規制する法的制度が多岐にわたること、また、登録されている財産権と登録されていない財産権が混在していること等による。モロッコの土地所有権の種

類は、以下のように分類できる⁴。

(1) 国家所有

- (a) 国家が所有する public domain
- (b) 国家が所有する private domain

(2) 集団所有

- (a) 地域集団・部族が所有する土地 (terres collectives)
- (b) モスク等の宗教施設が所有する土地 (habous)
- (c) 軍事共同体が所有する土地 (terres guichs)

(3) 個人所有

(a) 登記済権利証書 (registered title deed) : 「不動産保全・不動産登記・地図作成庁」(ANCFCC) が所管する土地登記簿に記録され、登記・公示手続とその証明効果によって特徴付けられる。

(b) 未登記の個人所有の不動産に関する証明書 (moulkiya) : 地域の慣習に基づく伝統的な制度によって管理される不動産で、所有権は、「平穏な占有」及び「一定期間（第三者との関係では 10 年間、家族との関係では 40 年間）継続する意思」に基づき認められる。このような所有権は、伝統的な公証人 (adouls) から moulkiya と呼ばれる文書が発行されることで証明される。

登記された土地について、不動産の所有権を移転するためには、公証人の面前で公正証書による売買証書に署名する必要がある。売買証書は、公証人の面前で執行された後、土地登記簿に登記する必要がある。登記された土地の所有権は、売買証書が土地登記簿に登記されて初めて買主に移転する。

外国人によるモロッコの土地の所有については、非常に特殊なケースを除き、一般的に制限はない。外国人投資家が農地での非農業プロジェクト（工業や物流プロジェクト等）の実施を希望する場合、非農業目的の一時的及び最終的な証明書を取得しなければならない⁵。

IV 会社法

モロッコに投資しようとする外国企業は、モロッコに子会社たる現地法人を設立するか、外国企業の支店又は駐在員事務所を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するモロッコ法人である。これに対し、外国企業の支店及び駐在員事務所は、

⁴ 本稿の「民法」の項の記述においては、下記の資料を主に参考にした。

https://www.gide.com/sites/default/files/chambers_realestate_practice_guide_moroccochapterbyguide_apr2020.pdf

⁵ <https://resourcehub.bakermckenzie.com/en/resources/global-corporate-real-estate-guide/europe-middle-east-and-africa/morocco/topics/real-estate-law>

独立した法人格を有しない。駐在員事務所は、販売促進、市場調査及び連絡の業務のみ行うことができ、事業活動そのものは行うことができない。

モロッコで設立が認められている主な会社としては、表 2 のものがある⁶。モロッコで現地法人を設立する場合、外国企業は貿易登記証明書の取得、税務当局への登録、国の社会保障制度への従業員の加入等、いくつかのステップを踏まなければならない。

表 2：モロッコで設立が認められている主な会社

名称／フランス語	説明
有限責任会社／ société à responsabilité limitée (SARL)	出資者は出資額の限度で責任を負う。出資者の数は 1～50 名。法律上、最低資本金の制限はない。出資者及び取締役は、個人でも法人でもよく、国籍や居住地を問わない。少額の資本金でも設立が可能であり、小規模の企業に適する。カサブランカ証券取引所への上場はできない。
株式会社／ société anonyme (SA)	株主は出資額の限度で責任を負う。5 名以上の株主により設立。最低資本金額は、公募を行う場合は 300 万 MAD、それ以外の場合は 30 万 MAD。株式は、定款に別段の定めがない限り、自由に譲渡することができる。株主及び取締役は、個人でも法人でもよく、国籍や居住地を問わない。取締役会が選出した会長が経営・管理業務を行う「取締役会設置株式会社」（3～12 名の取締役が必要）と、経営委員会が経営業務を行い監査委員会が監督業務を行う「経営委員会設置株式会社」（5 名以下の経営委員が必要）がある。カサブランカ証券取引所への上場を予定する企業に適する。

V 民事訴訟法

1 訴訟

モロッコには、最高裁判所のほか、控訴裁判所、第一審裁判所、地方裁判所及び専門裁判所（行政裁判所と商業裁判所）等がある。

最高裁判所の管轄権は、モロッコ全土に及ぶ。最高裁判所は 6 つの法廷から構成されており、民事廷、家事廷、貿易廷、社会廷、刑事廷、行政廷がある。最高裁判所は、法律問題の上诉を審理する機関であり、事実認定は行わない⁷。

⁶ <https://www.linkedin.com/pulse/legal-landscape-foreign-b2b-companies-morocco-mehdi-mahir-uchie>

⁷ <https://iatj.net/content/congresses/rome2010/Morocco.pdf>

モロッコの民事訴訟事件の第一審は、原則として、第一審裁判所が管轄権を有する。但し、簡易な民事訴訟事件の第一審は、地方裁判所が管轄する。第一審裁判所の第一審判決に不服がある当事者は、控訴裁判所に控訴することができる。控訴裁判所の第二審判決に不服がある当事者は、最高裁判所に上告することができる。

モロッコでは、一定の要件を満たす場合、外国判決の承認・執行が可能である。外国判決の承認・執行に関し、モロッコが締結している条約としては、アラブ諸国間の司法共助に関する 1983 年リヤド条約のほか、中国との二国間条約等がある。モロッコの法律では、外国判決の「承認」についての明文規定はないが、外国判決の「執行」については 1974 年民事訴訟法に規定がある⁸。

2 仲裁

モロッコでは、紛争解決手段として、訴訟のほかに、仲裁がある。モロッコは、UNCITRAL モデル法 1985 年版に準拠した 2022 年仲裁・調停法を有するほか、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）等に参加しているため、原則として、外国の仲裁機関による仲裁判断のモロッコでの承認・執行が可能である。

モロッコに拠点を置く仲裁機関としては、①モロッコ国際商工会議所（Moroccan International Chamber of Commerce）の「モロッコ仲裁廷」（Moroccan Court of Arbitration）、及び②金融・自由貿易地域であるカサブランカ・ファイナンス・シティ（Casablanca Finance City）の「国際調停・仲裁センター」（International Centre for Mediation and Arbitration, CIMAC）がある⁹。

VI 刑事法

モロッコでは、従来から、「汚職」が大きな問題となっている。モロッコにおける汚職防止に関する主要な法律は、「刑法典」248～256 条である。248 条によると、「贈収賄」とは、判事、司法委員、仲裁人、公務員、選挙人に対し、何らかの行為、便宜、決定、又は行為や決定からの棄権を行い、又は行う代わりに、贈与、寄付、その他の便宜を申し出ること、又は勧誘すること、あるいはそれを受けること等である。個人が贈収賄を行った場合、2 年以上 5 年以下の禁固刑、及び 2,000MAD～50,000MAD の罰金刑が科される。関与した金額が 100,000MAD を超える場合、禁固刑の上限は 10 年に、罰金刑の上限は 100,000MAD に引き上げられる。また、贈収賄で有罪判決を受けた者は、一定の市民権を剥奪され、最高 10

⁸ エルバルティ・ベリーグ著「世界の外国判決の承認・執行制度——理論と実務の観点から(12) マグレブ三国——モロッコ、アルジェリアとチュニジア」(『JCA ジャーナル Vol.69 No.6』(日本商事仲裁協会、2022 年)所収) 46～47 頁。

⁹ <https://globalarbitrationreview.com/review/the-middle-eastern-and-african-arbitration-review/2023/article/morocco>

年間は公職に就くことができなくなる。贈収賄を助長するような約束や贈答品、その他の利益を提供した者、勧誘を受けた者については、たとえそのような行為を開始した者でなくとも、またその行為が有効であったか否かにかかわらず、同様の罰則が適用される。法人が贈収賄を行った場合、罰金刑のみならず、資産の没収及び強制解散の対象となる¹⁰。

このような立法上の努力にもかかわらず、モロッコでは、依然として、汚職が蔓延しているといわれている。汚職問題に取り組む国際非政府組織である「トランスペアレンシー・インターナショナル」(Transparency International)が公表した情報によると、モロッコの2024年における腐敗指数は、世界180か国中99位となっており、近年、悪化傾向にある¹¹。

モロッコの刑事訴訟手続においては、まず、予備調査及び予備捜査が行われる。即ち、経済犯罪を担当する司法警察部署により、事件の捜査が行われる。警察による予備捜査が終了した後、検察局は、さらなる捜査を要しないと判断した場合、事件を裁判所に付託して公判審理及び判決を求める。これに対し、検察局が、新たな証拠が必要と判断した場合は、事件を判事に付託し、判事がさらなる調査を行い、全ての捜査が終了した後、事件が裁判所に付託され、公判審理及び判決が行われる¹²。モロッコでは、犯罪被害者は、①刑事訴訟手続において損害賠償を請求することも、②自ら民事訴訟を提起して損害賠償を請求することもできる。

Ⅶ おわりに

近年、欧米を含む諸外国からのモロッコへの投資が増加しているといわれている。その背景としては、モロッコが、歴史的に欧州や米国との結び付きが強く、政治が比較的安定しており、インフラの整備も進んでいること等が挙げられる。また、モロッコは、50以上の国・地域との間で自由貿易協定(FTA)を締結していること、加工貿易や金融のフリーゾーンが設置されていること、外資を誘致するための税制上の優遇措置が設けられていること等の事情もあり、外国企業(とくに欧米企業)にとって、モロッコはアフリカ・ビジネスの拠点となりつつある。

モロッコは、急速な発展が見込まれるアフリカ市場へのゲートウェイとして、今後は、日本企業にとっても重要な投資先となる可能性がある。そして、日本企業のモロッコ進出やモロッコ企業との貿易の増加に伴い、日本企業がモロッコにおける法的問題に直面する可能性も大きくなる可能性がある。その意味で、モロッコの法制度、実務運用及び改正動向等に

¹⁰ <https://www.globalcompliance.com/anti-corruption/anti-corruption-in-morocco/>

¹¹ <https://www.transparency.org/en/countries/morocco>

¹² 「モロッコの知的財産制度及びその運用に関する調査」(日本貿易振興機構ドバイ事務所知的財産権部、2020年)96～98頁。

https://www.jpo.go.jp/resources/report/document/gaikoku/morocco_202003.pdf

ついて知ることは、非常に重要であるといえる。今後も、モロッコの法制度の動向について注目していきたい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.53 No.6』（国際商事法研究所、2025 年、原題は「世界の法制度〔アフリカ編〕第 4 回 モロッコ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。